

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 66863-2211
FAX (06) 66862-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

「税務署は

法的手続きを

叩くついでわらう」

「いんぷおめ〜しよん・953号」でもお伝えしましたが、現在行われている調査では法定化された事前通知において、署員は「言った」、調査対象者のAさんは「言われていない」という事態になっています。そして、1回目の調査が終わった数日後の5月12日に、担当署員からAさんに電話がありました。それは、「次回の調査には、上司の命令で、2名で行くことになりました。」というものでした。1回目の調査で、担当署員の人数を確認した際に「1名です。」と答えたにもかかわらず、上司の命令というだけで人数が変更されました。もちろん、Aさんは了承しませんでした。私たちは、事前通知が「税務署長等が通知すること」「等」の中に署員は入りません」と、法定化されたのに、署員が電話してきたり、言った言わないの事態になったり、上司の命令で人数が増えたりと、これが、法的手続きといえるのかと、少しでも事態を進展させるために5月14日に吹田税務署に3点の申し入れを行いました。

- ① 事前通知について、通知事項の全項目を言っていない。
- ② 納税者は「聞いていない」と言っているのに、「言った」と言い張っている。
- ③ 署員を1名増やすと電話が入り断った。これは事前通知違反ではないか。

この3点は、今回の調査の問題点を浮き彫りにしています。税務署は、一担当署員に間違っている法律違反を強要するべきではありません。現場が混乱するだけです。このことを謙虚に受け止めて法的手続きを守ってください。

対策会議を開催！

「私は嘘しかつたおまかせ」

5月15日に2回目の調査が行われました。Aさんが了承していないにもかかわらず、署員は2名で来ました。その理由を尋ねると、「上司の命令です。」と回答しました。5月26日(月)夜、本部主催の対策会議が行われました。Aさんは、「こんなに沢山の方に集まって頂いて、本当にありがとうございます。心強いです。」と挨拶されました。今の、税務行政の実態や、この調査の経過と問題点が報告された後、分散会を行って今後の対策などを話し合いました。そして、「言った言わないと曖昧にしてはいけない。」「今は、警察でも可視化が求められている時代だ。論外だ。」「収支内訳書返還行動もある。団結しよう。」「など、力強い意見が次々に出されました。

各分散会の報告をうけて西尾事務局長がまとめをおこ



張していきたいと思えます。」と挨拶されました。雨が降る中でしたが、参加者全員がAさんを励まし、元気に事務所をあとにされました。

収支内訳書の督促状が

今年も送られてきます

あわてず、まずは学習会へ

まもなく、税務署から収支内訳書の督促状が送られてきます。今回配布の商工新聞と一緒に収支内訳書学習会の案内が入っていますので日程を確認してください。後日、返還行動を行います。

1984年、中曽根内閣が実施した国税通則法改悪の狙いを見抜いた私たちの先輩が全国的な大運動でその狙いを骨抜きにした闘いの成果で、会員の多くは所得税の確定申告書に「収支内訳書」を添付していません。吹田税務署も添付していません。

それなのに、なぜ、毎年、督促状が送られてくるのか、その狙いは何なのか、また、今の税務行政やその背景にあるものは何なのかを、今年も学習し返還行動を行います。この運動は、「返還」することが目的ではありません。

学習して納税者としての権利意識を高めた多くの会員が返還することが大切です。現在進行中の税務調査や、これから発生する税務調査に備えるためにも、学習をすすめましょう。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともいー！